

特例退職被保険者のみなさまへ

## 保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

特例退職被保険者の方には令和3年の健康保険料の納入証明書を令和4年1月下旬にお送りします。  
納入証明書は、2月16日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

■ 証明期間

令和3年1月から令和3年12月まで納入していただいた分

■ 証明金額

- 令和3年1月から証明書作成時までに入金確認ができた保険料合計額
- 65歳になられた方の介護保険料は、誕生月以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

★ 任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、令和4年1月下旬以降にお問い合わせください。

医療費控除を申告される方へ

## 原則として「医療費控除の明細書」の添付が必要です

従来、医療費控除の申告には、医療費等の領収書（原本）を添付することになっていましたが、2017年分の申告からは領収書ではなく明細書の添付が義務付けられています。ただし、領収書については5年間保存し、税務署から求められた場合には提示（または提出）しなければなりません。明細書の作成にあたっては、すこやかサポート Plus の「医療費のお知らせ」をお役立てください。

また、市販薬の購入費だけを対象とした医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が2017年分からスタートしていますが、この場合も原則、領収書でなく明細書の添付となります。

※医療費控除及びセルフメディケーション税制の詳細、各明細書のダウンロード等は国税庁のHPへ（<https://www.nta.go.jp>）。

また、問い合わせ等は最寄りの税務署へお願いいたします。

## 高齢受給者証<sup>\*</sup>の枝番について

オンライン資格確認の開始に伴い、被保険者等の記号・番号が個人単位化され、健康保険証の番号にも個人ごとの枝番を記載することとなりました（枝番が付与された健康保険証への更新は、順次行っております）。

一方、高齢受給者証については、券面に「被保険者の被保険者等記号・番号」を記載することとされていることから、被扶養者（家族）の高齢受給者証であっても、被保険者の枝番が記載されています。

※高齢受給者証は70歳以上の方に交付されます。

● 被扶養者 ●

健康保険被保険者証

保険者番号：63XXXXXX  
記号：1234  
番号：5678 (枝番) 11  
氏名：●●●●  
生年月日：○○○○年9月20日

被扶養者の枝番

健康保険高齢受給者証

保険者番号：63XXXXXX  
記号：1234  
番号：5678 (枝番) 00  
氏名：●●●●  
生年月日：○○○○年9月20日

被保険者の枝番

高齢受給者証については、個人ごとの「枝番」ではなく、被保険者（本人）の「枝番」が記載されています

★ 編集後記 ★

今年も残すところ、1カ月余りとなりました。ますます寒くなりますが、ご自身、ご家族ともに体調管理にはくれぐれもお気を付けください。コロナ、インフルエンザ等、感染予防には引き続き、うがい・手洗いの励行に心がけましょう！

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで